

和歌山県成年後見支援センター設立10周年を迎えて

県成年後見支援センターの取組

成年後見制度(以下、「制度」という)は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(成年後見人、保佐人、補助人)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

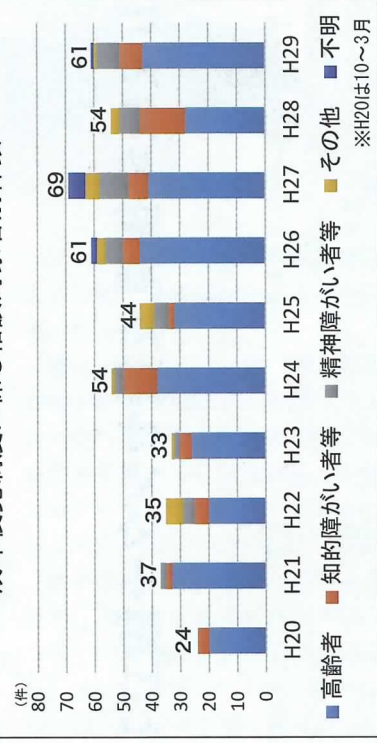
県社会福祉協議会では、平成20年10月に「和歌山県成年後見支援センター」(以下、「センター」という)を設置し、判断能力が十分でない方が地域で安心して暮らせるよう制度の利用を支援しており、今年で設立10年目を迎えます。

次の6つの事業①相談、②支援、③養成、④情報、⑤連携、⑥後見に取り組んでいます。

① 相談事業

制度に関する相談をお受けしており、平成29年度の相談件数は61件、うち約7割は高齢者に関する相談で、相談内容として最も多かったのは制度の概要、次いで金銭管理、任意後見制度に関することでした。相談者として最も多かったのは、家族・親族が約3割でした。平成20年のセンター開設当初から比較すると相談件数は約3倍に増えています。

成年後見制度に係る相談対象者別件数



② 支援事業

必要に応じ、制度申立に係る必要書類や書類作成の方法等について説明し、申立ての支援を行っています。

また、福祉サービス利用援助事業(※)から成年後見制度への移行にあたっては、法律問題の解決が必要とされる場面が多いことから、本会を通じ弁護士相談を

実施することで市町村社会福祉協議会を支援しています。平成20年度から29年度末までに計153名の福祉サービス利用援助事業利用者が成年後見制度へ移行しています。

(※福祉サービス利用援助事業とは、判断能力が不十分な高齢者、知的障がいや精神障がいのある方等に対し、福祉サービス利用に関する手続きや日常の金銭管理等を支援する、本人と社会福祉協議会の契約による事業)

③ 養成事業

平成20年度から市民(社会貢献型)後見人養成講座を実施し、220名が修了していますが、本県では家庭裁判所から市民後見人が選任されていません。そのため、まずは社会福祉協議会が実施する法人後見の支援員として従事し、将来的な市民後見人の選任を目指し、平成28年度から修了者を対象に法人後見支援員養成研修を実施しています。平成29年度で51名が修了し、法人後見を実施している市町村社会福祉協議会とのマッチングを行っているところです。

④ 情報事業

本会広報紙やホームページ等により

制度に関する情報発信を行うとともに、制度の理解や利用促進を図るため、行政、社会福祉協議会、福祉施設等の関係機関から依頼があれば、センター職員が向き制度の説明等を行っています。

⑤ 連携事業

制度に関わる機関の連携を図るため、連絡会議を開催し、情報交換や課題の共有に努めています。

⑥ 後見事業

地域での切れ目ない権利擁護体制の確立のため、問題発生前からの見守り活動、福祉サービス利用援助事業、社会福祉協議会による法人後見活動を一体的に取り組むことを推進しています。

平成29年7月現在、県内11社会福祉協議会(県社協含む)で32件、法人として成年後見人を受任しています。社会福祉協議会が後見人を受任するメリットとして、本人との継続した信頼関係の構築ができること、日常のきめ細やかな見守り支援が可能であること等が期待されています。

成年後見制度の利用促進に向けて

平成28年5月、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。また、平成29年3月、この法律に基づき、「成年後見制度利用促進基本計画」(以下、「基本計画」という。)が策定されました。

基本計画では、支援を必要とする人が全国どの地域においても制度を利用できるように、各地域において権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」の構築を図ることとしています。

基本計画の対象期間は、概ね5年間(平成29年度～33年度)を念頭にしており、市町村や都道府県の役割のひとつとして次のように定められています。

- 市町村は、地域連携ネットワーク、中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。
- 都道府県は、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、後見人となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努める。

なお、成年後見制度の利用促進に関する事務は、平成30年4月1日より厚生労働省が担当となりました。

「基本計画の概要」

基本計画の概要は次のとおりです。

1. 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- 財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- 適切な後見人等の選任等

2. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

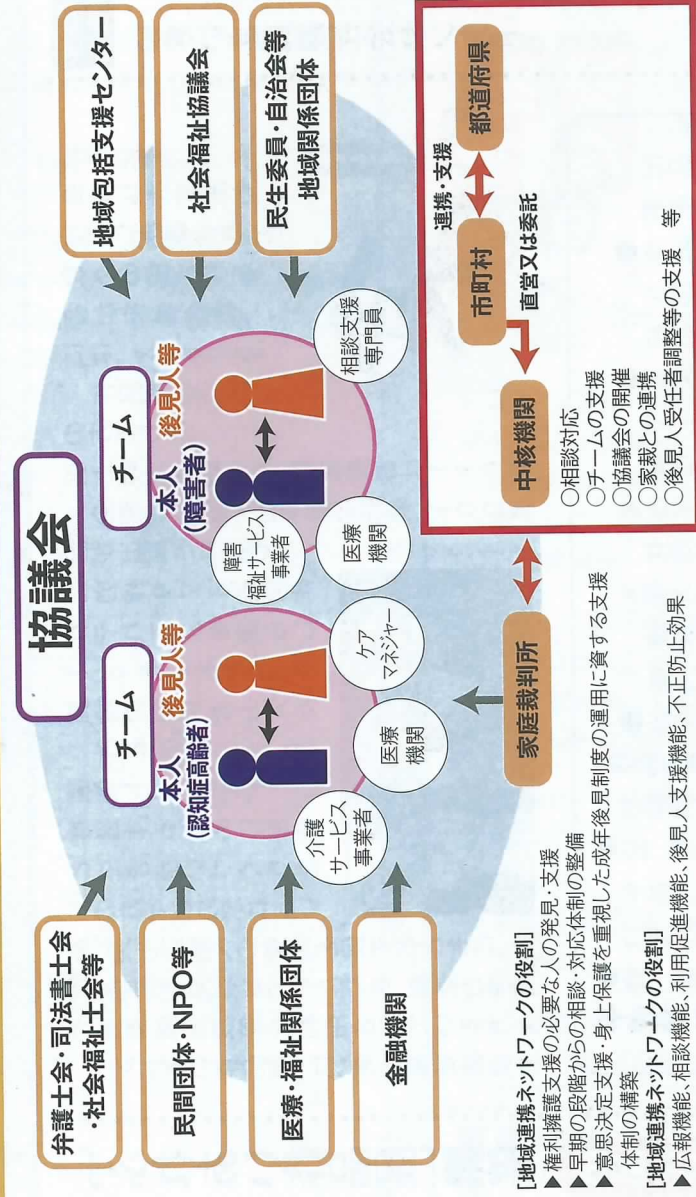
- 権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- 後見人等を含めた「チーム」による本人の見守り
- 「協議会」等によるチームの支援
- 地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性
 - ・広報機能
 - ・相談機能
 - ・利用促進(マッチング)機能
 - ・後見人支援機能
 - ・不正防止効果

3. 不正防止の徹底と利用しやすいとの調和

- 後見制度支援信託に並立代替する新たな方策の検討

地域連携ネットワークのイメージ

内閣府資料より



今後のセンターの取組

制度の利用促進を図るため、本会としても積極的に行政、専門職団体、関係機関等との連携を図るとともに、新たに次の取組を行っていきます。

- ◆ 社会福祉法人等への成年後見制度出前講座の開催

より多くの方に制度を理解していただく機会として、出前講座を開催します。

- ◆ 成年後見制度利用促進基本計画に関する研修会等の開催

基本計画に関する理解を深めるため、市町村社会福祉協議会職員等を対象とした研修会の開催を予定しています。

お問合せ先
県成年後見支援センター
 TEL: 073-4355-248
 FAX: 073-4355-221
 E-mail
 kenri@wakayamakenshakyoo.or.jp